（本紙十面）　（明治廿年三月廿一日第三種郵便物認可）　明治二十八年十二月六日　第四千四百五十六號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には海外詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六十錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦塩斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（定金）

一行五號活字廿四字詰　一日限　金壹圓　七日以上　一行ニ付十三錢　十一回以上　一行ニ付十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もめるべき筈に付為め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を編輯するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社には（報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け書送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

明治廿八年十二月六日　金曜日　（丁亥）
舊暦乙未十月二十日
日出午後四時三十八分　日入午後八時二十六分
月出午前十時八分　月入午後七時四十二分
潮汐　午前七時四十一分　午後八時三分
（西暦一千八百九十五年第三百四十日　年末まで二十五日）

獨立自衛の精神

獨立自衛の精神は人間の天性にして如何なる國民も之を備へざるはなし例へば臺灣の土民が蠻人小兒に至るまでも敢て抵抗したるが如き又北米合衆國の人民が敢て獨立の爲めに戰ひたるが如き何れも天性の眞發なりしたるものにして其精神は國の文野明暗に拘はらず大に發輝するの實を認む可し只文明の發展は眞理の發揚に於て之を養し未開の人民は動もすれば其天性を蔽るの虞あるのみ一種の紀臺論者は我國に於ては獨立の進行以來國民の愛國心は次第に衰ふるの傾向ありなれども我輩の所見を以てすれば國立自衛の精神は人間の天性にして如何なる國民も之を備へざるはなし例へば臺灣の土民が蠻人小兒に至るまでも敢て抵抗したるが如き又北米合衆國の人民が敢て獨立の爲めに戰ひたるが如き何れも天性の眞發なりしたるものにして其精神は國の文野明暗に拘はらず大に發輝するの實を認む可し只文明の發展は眞理の發揚に於て之を養し未開の人民は動もすれば其天性を蔽るの虞あるのみ一種の紀臺論者は我國に於ては獨立の進行以來國民の愛國心は次第に衰ふるのみなりと云へり

獨立自衛の精神は國民一般に知見を廣くし外の事物に觸るゝみと多きに臨ひます〳〵發達するものにして一國が外に對して自から衛るの必要あらん限りは到底消滅す可きに非ず或は論者の如き封建國の時代と比較し古の情に拠へざるみとなるらんか對處時代の武士は苟も他の辱を受くるを甘んぜず死を以て面目を全うするの精神甚だ盛なりしと雖も其精神は詰り自から衛るの必要に生じたるものなり當時の有樣を見れば中央政府の政樣は自から歸する所ありて三百年間太平の治を致したるに拘はらず大小幾多の諸藩國内に割立して互に競爭の裏を成し實際に干戈を交へざれども藩と藩との關係は恰も對敵の有樣にして寸毫の油斷を容さず自衛の必要を感じて武士道の盛なるを致したる所以なり然るに王政維新の一事に各藩は悉く廢せられて日本國中一統の下に歸し内に於ては互に衛るの必要を見ず隨て武士道の沈論を致したるのみならず恰も世界交通新主義輸入の時機に際して人心の混亂も一方ならざりしが敢に或は其沈論を認めて愛國心の衰へたるものとなるやうなれども然れども廢藩置縣の結果は國内の騒亂を一掃したるまでの事にして外に對する獨立自衛の必要は決して止みたるに非ず否な鎖國の時代に在りては一般の知見外に及ばずして自から衛るの觀念は閉合に乏しかりしと雖も今の世界に處して立國の容易ならざるは何人も感ずる所にして獨立自衛の精神果して人間の天性なりとすれば今日の時勢はます〳〵其發達を促すの結果なきを得ず今回の日清戰爭の如き又引續て彼の干渉事件の如き如何に我國民に自衛の必要を感ぜしめたるや一般に認むる所なれども國民一般に其精神を發揮せしむるには常に外の事物に觸れて自から知見を廣くせしむるみと肝要なり喩へば前年の攘夷論者の如き最初は其氣焰當る可らざりしにも拘はらず一旦開國の映に及んでは忽ち一變して寧ろ洋癖に陷りたるものの少なからざるに反し眞實國權論を唱へて獨立を主張したるものは却て洋學者の中に多かりしが如き又平生軍備の不必要を唱へたるものが偶然洋行して歸朝の後は軍備擴張論者と變じたるが如き獨立自衛の精神は知見の廣きに隨てます〳〵發達するの實を見る可し我輩はます〳〵西洋の事物を輸入しまして西洋の主義を採用し一般に知見を廣くして世界の事情を了解せしむるみを國民の愛國心を發揮するに必要の手段なる可しと信ずるものなり

官報

勅令

○勅令第百六十二號

明治二十六年勅令第百十三號貨幣制度調査會規則廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十八年十二月四日

内閣總理大臣　侯爵伊藤博文
大藏大臣　子爵渡邊國武

勅令第百六十二號
明治二十六年勅令第百十三號貨幣制度調査會規則ヲ廢止ス

雜報

○貨幣制度調査會規則の廢止　過る明治廿六年六月下旬に印度政府幣制を改革し續いて米國政府も銀貨の自由鑄造を廢止したる爲め金銀の比價著しく變動したる時我政府は貨幣制度を調査せんとして同年十月勅令第百十三號を以て貨幣制度調査會規則を發布し同時に調査會長、副會長外二十名の委員を任命して十月二十五日に第一總會を開き爾來月を累ぬるみと二十二箇月總會を開くみと七回特別委員會を開くみと四十一回にて調査全く結了し乃ち報告書を作り大藏大臣に提出し大臣より既に内閣に提出したるを以て愈々一昨日勅令を以て本規則を廢止し報告書配布等の殘務は同會幹事早川千吉郎氏外二三名の書記にて取扱ふ筈なりと

○タコマの新領事　此度米國ワシントン州のタコマ港の新任領事齊藤幹氏は去月十日同港に着したり氏は先づ日本郵船會社をして日米の間に郵船航路を開かしむるの樞紐に付き事情を取調べて本國へ報告し更に此航路に如何なる利益あるかを調査する由にてバゲット海峽が或は南方の港を以て其仕向地と爲すなる可しと語りしと近着の米國新聞に見ゆ

○熊本縣第四區補欠撰擧　熊本縣第四區衆議院議員補欠撰擧の候補者として國權黨にては此程藤岡恒彦氏を推し自由黨は内野謙治氏を推し運動中にて撰擧期は愈々今六日となりたるを以て敵對來競爭頗る激烈なる由なるが此度も例の如く國權黨の勝利に歸すべき樣なりと云へり

○臺灣貿易と地方稅補助　鎮西協會の臺灣特派員が去月十七日歸郷の上報告する處によれば臺灣に於ける商況は見込ある數多入込み居る内商中には種々奸策を廻らし不正猜德の事を行ふもの尠からず隨て漸次嘱民及び支那人等に厭はれ終に該嘱に於ける商權は他邦人の手に歸するに至るやも知るべからざる狀況なれば此際政會は十分力を盡し豫て計畫の物品陳列所を速に設置し九州物産は勿論其他内地の諸物産を排列し正確の方法を以て之を賣捌き今より信用を得るの工夫をなさざるべからずとて同會は委員會の決議を以て臺灣貿易事業のため九州七縣全體より地方稅を以て一萬圓の補助を得んみとを請求せし虞戚る一縣を除くの外は皆賛同を表し殊に宮崎縣の如きは既に縣會に於て右に關する議案を通過したりと云へり

○太田鐵道會社の臨時總會　同會社は明七日水戸市藝場事に於て臨時總會を開き設計變更の件、資本增加の件、定款改正の件、工事期限延期請願の件等を協議するよし右設計變更の件は輕便鐵道を變じて普通鐵道となすものにして資本增加は設計變更に付き八萬圓を增加し總資本を二十五萬圓となすものなりと云へり

○紀州チルの好況　機撰に於る紀州チルの景況は近來非常の好況にて就中茶鍋地五拇、薑棒鍋四百五十匁付より五百匁付の品薬人多く産地よりの入荷少きより相場一層上進せりと云へり

○明治の石州瓦右衛門（廣告）

明治十五年五月末の日、日進堂の火事場に於て瓦の焼

消失せし父の骨を探への手向水家悪無道の小野清戒時は渡邊金兵より鐵鎖を遂に川五右衛門と自稱する可き無樂者つ波の引汐時に近く傷の温泉にて長き脇をば八隣室へ來りしは門の跡を尋る秋ひ見れば何を測清司は隣室へ心地好氣に飲然の會合に一時似にして盗賊面中一人は壁に見るに如何に多くして夜稼る言葉の中には模樣あり至可しなと云ふは既に早くも しかば齊藤警ど土地の案内一大事と思ひは愈々東京往部も又其歸に列車に打乘り月二十二日なの追手廻りて火なを附合日へ一足踏みは「清司待て向たるが露を取て押へんふ勢其だ鋭